

## 北海道癌談話会奨励賞に関する内規

### (目的)

1. 北海道癌談話会（以下「学会」という。）は、北海道における癌研究を担う若手研究者を育成することを目的として北海道癌談話会奨励賞（以下「奨励賞」という。）を設置し、これを癌研究に関する優れた業績を挙げた若手研究者に贈呈する。

### (対象)

1. 奨励賞は、論文受理時に原則として39歳以下の研究者が執筆した論文にたいして贈呈する。
2. 奨励賞の受賞は、原則として、前年（1～12月）に学術雑誌に掲載された原著論文または症例報告（Original Articles, Case Reports）を対象とする。
3. 奨励賞は学会施設会員である施設に所属する者が筆頭著者として執筆した論文を選考対象とする。原則道内の施設で行った研究が望ましいが、道外（国内）での施設の仕事も妨げない。仕事の主体が海外の論文は選考の対象としない。
4. 奨励賞は、原則として「基礎研究」及び「臨床的研究」から年間各1件とする。ただし、授賞を行わないこともある。

### (選考及び決定)

5. 受賞対象者は、奨励賞選考委員会において選考し、委員会の議を経て決定する。
6. 選考委員は事務局が候補者を指名し会の承認を経て決定する。委員の任期は3年とし、再選も可とする。

### (表彰)

7. 受賞が決定した論文は、論文の筆頭者に対し賞状と副賞（賞金10万円）が会長から贈呈される。
8. 前項に定める賞状には、論文名及び全員の著者名が記載され、学会会長の連名にて表彰される。

### (経費)

9. 副賞を含めた学会賞に関する費用は、学会の経費で負担する。

### (雑則)

10. 選考対象となっている論文に共著者として選考委員が含まれている場合は、当該委員はその論文に限り採点はしない。選考委員会が特に代理の選考委員が必要であると認めた場合は、代理の選考委員を指名することができる。
11. この内規に定めるもののほか、選考に関し必要な事項は、選考委員会が別に定める。

## 附 則

1. この内規は、平成25年1月21日より施行する。